

OSAKA 公民連携データベース運用指針

(趣旨)

第1条 この運用指針は、「OSAKA 公民連携データベース」の円滑な運用に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大阪府及び府内 43 市町村の公民連携の推進をめざし、大阪府財務部行政経営課公民連携グループ（公民戦略連携デスク）が持つネットワーク企業・団体等の情報をデータベース化することによって『見える化』を図り、魅力ある企業・団体等との公民連携による新たな取組みを生み出すことを目的とする。

(登録する企業・団体等の範囲)

第3条 大阪府及び府内 43 市町村に対して公民連携の事業提案の意思のある企業・団体等が申請により登録することができる。

ただし、次に該当する企業・団体等は申請を省略することができる。

- 一 大阪府と包括連携協定を締結している企業・団体等
- 二 **Well-Being OSAKA Lab** 参画企業・団体等
- 三 地域貢献企業バンク登録企業・団体等
- 四 その他府が適当と認める企業・団体等

2 次の事項に該当する場合は、登録しないものとする。

- 一 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの
- 二 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- 三 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- 四 府の指名停止措置を受けているもの又は府の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの
- 五 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- 六 政治活動を助長するおそれのあるもの
- 七 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- 八 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの
- 九 次の業種に該当するもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に規定する営業を行うもの
 - ロ たばこに係るもの
 - ハ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- 十 その他府が登録しないことが適切と認めるもの

3 登録後、前項に該当する事項に登録前から該当していると判明した場合、登録を解除するものとする。

4 登録後、前二項に該当するに至った場合、その状況が解消または是正されるまでの間、府は当該対象企業等との連携は行わないこととし、すでに実施が決定しているものについては、やむを得ない特別の事情のあるものを除き原則中止するものとする。また、前二項に該当する状況が解消または是正される見込みがないと府が判断した場合は、登録を解除するものとする。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する企業・団体等は、**OSAKA** 公民連携データベース事業提案シート(様式1)に必要な事項を記載のうえ、電子メール・郵送等により財務部行政経営課あてに提出もしくは、オンライン(公民連携データベースホームページ)により申請するものとする。

(登録の適否等の確認)

第5条 府は、前条に規定する**OSAKA** 公民連携データベース事業提案シート(様式1)の内容等を確認し、協議を実施した上で、登録の適否を決定するものとする。

2 府は、暴力団排除を図るために必要があると認めるときは、前条に規定する申請内容等を大阪府警察本部に照会するものとする。

(登録適否の通知)

第6条 府は、登録の適否について、電子メール又は文書により企業・団体等あて通知するものとする。

(企業・団体等の登録情報等)

第7条 府は、登録を決定した企業・団体等について、必要な情報を登録し、公開する。

2 公開する事項については以下の通りとする。

- 一 企業・団体等名称
- 二 企業・団体等ロゴ

(実績等の掲載)

第8条 登録を決定した企業・団体等の参画により実施した事業の実績等の掲載にあたっては、府が行うものとする。ただし、その際、相手方に対しても情報提供の内容等を事前に通知するものとする。

(その他)

第9条 この運用指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この運用指針は、令和3年4月27日から施行する。

(様式 1)

OSAKA 公民連携データベース事業提案シート

提案日： 年 月 日

【 提案内容 】

提案者情報 (貴法人の情報をご記入ください。)	名 称 :
	所在地 :
	代表者名 :
	電 話 :
	E-mail :
	担当者 :
提案事業名	
提案内容 (できるだけ具体的に記載ください。) ※記載に代えて企画書等を添付いただくことも可能です。	
参考資料	
備考	

本事業提案にあたっては、「大阪府公民連携ガイドライン」及び「OSAKA 公民連携データベース運用指針」の内容を理解し、また、以下について誓約します。(□にチェックをお願いします。)

OSAKA 公民連携データベース運用指針第 3 条第 2 項に該当しません。

企業・団体等名称 : _____

代 表 者 名 : _____